

(別記)

## 令和5年度下五島地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の水田農業は、WCS 用稲や飼料作物の作付面積が多く、その他麦や野菜等の作付けも行われている。近年は猛暑、干ばつ、長雨等の異常気象により、農作物の減収や品質低下の被害を受けている。

全国的な問題である少子高齢化は本地域でも確実に進行しているため、高齢化や後継者不在等による離農が進んでおり、経営耕地面積は減少傾向にあるうえ農地の流動化も進んでいない。今後においては、農地のスムーズな流動化が行われるよう農地中間管理機構を積極的に活用し推進を図る。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地域重点振興作物として位置付けている高菜、馬鈴薯、中玉トマト、茶、大根、甘藷、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、アスパラガス、苺、ハウスビワ、ハウスパプリカ、メロン、スナップエンドウ、ソラマメ、インゲンの18品目は消費者のニーズや作物単価が高く、農業所得向上・安定につながるため、これら高収益作物へ計画的に転換を進める。

水田での作付の安定・反収の向上のため暗渠整備等の排水対策の支援、地下水位制御システムの導入などを支援し水田の汎用化を目指していく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要の減少傾向が続くことが想定されるので、主食用米の推進と二毛作による水田のフル活用を目指す。また農地の排水性の改善や担い手への集積等に取り組み、地域における効率的な土地利用にも配慮し、園芸作物の拡大を図る。

水田機能の保持のため、WCS用稲等の作付けを推奨し、ブロックローテーションを円滑に行うため、地域の話し合いの場などに参加し体制の構築を図る。また、水田の有効活用に向け、現地調査や農業者への聞き取りなどを行い、今後、水稻作付に活用される見込みがないかなどの利用状況の把握に努め、活用見込が無い水田については、畑地化支援等を活用した畑地化の推進や交付対象水田からの除外を検討する。

### 4 作物ごとの取組方針等

本協議会が作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づく新たな支援として、地域農業の活性化を図るため、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

#### (1) 主食用米

需要に応じた生産を基本として、売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。消費者や実需者の食味に優れた高品質な米に対するニーズは高い。米農家の経営安定を図るため、規模拡大等集積によるコスト低減や高品質・多収につながる「にこまる」、「なつほのか」等の高温耐性品種の更なる拡大を図る。

#### (2) 備蓄米

現状生産がないので、需要に応じて生産する。

#### (3) 非主食用米

##### ア 飼料用米

昨年に引き続き、耕畜連携の取組を促進する。数量払いの導入に対応した実証等により多収技術の

確立を進める。

#### イ 米粉用米

主食用米からの転換を進め、実需者のニーズに対応した面積拡大を行う。

#### ウ 新市場開拓用米

主食用米からの転換を進め、実需者のニーズに対応した面積拡大を行う。

#### エ WCS用稲

昨年に引き続き、耕畜連携の取組を促進する。

#### オ 加工用米

主食用米からの転換を進め、実需者のニーズに対応した面積拡大を行う。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

基本技術の励行と品質を重視した栽培管理を徹底することで、実需者ニーズに即した麦、大豆類を安定的に生産し供給する。飼料作物については、畜産農家の需要に応じた生産数量を確保する。

### (5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、産地交付金を活用し現行の栽培面積を維持する。

### (6) 地力増進作物

本地域において、条件不利地や担い手不足等の理由から地力の低い水田が多く存在する。

そこで、産地交付金を活用して地力増進作物の作付（すき込み）に対する助成を行い、地力の回復を図り、戦略作物や地域重点振興作物の作付を誘導、生産力向上を目指す。

助成対象となる作物一覧

エンバク	ライムギ	ライコムギ	コムギ
イタリアンライグラス	ソルガム	スーダングラス	トウモロコシ
ギニアグラス	ヒエ	ヘアリーベッチ	レンゲ
クリムソクローバ	アカクローバ	クロタラリア	セスバニア
エビスグサ	ヒマワリ	マリーゴールド	シロガラシ
なたね	カラシナ	ハゼリソウ	

### (7) 高収益作物

近年、需要が拡大しているブロッコリー、高菜を中心に生産拡大を目指し、さらなる高収益作物の面積拡大を目指す。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

～

## 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	405	—	452.4	—	452.4	—
備蓄米	0	—	0	—	0	—
飼料用米	25.9	—	25.9	—	25.9	—
米粉用米	0	—	0	—	0	—
新市場開拓用米	0	—	0	—	0	—
WCS用稲	400.2	—	400.2	—	400.2	—
加工用米	0	—	0	—	0	—
麦	58	23.4	58	23.4	58	23.4
大豆	9.4	—	9.4	—	9.4	—
飼料作物	655.8	357.4	661.7	363.2	661.7	363.2
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.2	0	0.2	0	0.2	0
高収益作物	16.6	4.5	16.9	4.5	16.9	4.5
・野菜	15.7	4.5	16	4.5	16	4.5
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0.9	0	0.9	0	0.9	0
その他	0	0	0	0	0	0
・地域振興作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	1	0	1	0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	①地域特産作物 高菜 甘藷 馬鈴薯（青 果・種子） 大根 中玉ト マト 茶 ②土地利用型基幹作物 ブロッコリー ③契約栽培作物（3品目） レタス きゅうり かぼちゃ ④施設園芸作物（5品目） アスパラガス いちご ハウスびわ ハウスパ プリカ メロン ⑤高収益豆類作物（3品目） スナップエンドウ ソラマメ インゲン	地域重点振興作物 助成（基幹）	生産作付面積	（4年度）1,511a	（5年度）2,500a
2	地域重点振興作物（12品 目） 高菜 甘藷 馬鈴薯（青 果・種子） 大根 ブロッ コリー レタス きゅうり かぼ ちゃ メロン スナップエンドウ ソラマメ インゲン	地域重点振興作物 助成（二毛作）	生産作付面積	（4年度）256a	（5年度）913a
3	きゃべつ、ホウレンソウ、 ねぎ、玉ねぎ、ズッキー ニ、ササギマメ、トマト、 トウモロコシ、スイカ、葉 たばこ	地域振興作物（その他 野菜）助成（基幹）	生産作付面積	（4年度）137a	（5年度）237a
4	米粉用米、飼料用米（基 幹）	飼料用米・米粉用米の 複数年契約加算（基 幹）	生産作付面積	（4年度）2,448a	（5年度）2,449a
5	麦、大豆、飼料作物	戦略作物への支援 （二毛作）	生産作付面積	（4年度）37,973a	（5年度）40,265a
6	わら専用稲、飼料用米	わら利用への支援 （耕畜連携）	生産作付面積	（4年度）1,384a	（5年度）2,495a
7	飼料作物	水田放牧への支援 （耕畜連携）	生産作付面積	（4年度）74a	（5年度）75a
8	粗飼料作物等	資源循環への支援 （耕畜連携）	生産作付面積	（4年度）22,287a	（5年度）22,337a
9	国の戦略作物 別表1 別表2	集落営農法人による農 地集積促進加算（基 幹・二毛作）	生産作付面積	（4年度）1,308a	（5年度）1,308a
10	地力増進作物（基幹・二毛 作）	地力増進作物助成（基 幹）	生産作付面積	（4年度）717a	（5年度）717a
11	国の戦略作物 別表1 別表2	耕作放棄地再生利用促 進助成（基幹）	生産作付面積	（4年度）154a	（5年度）154a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長崎県

協議会名:下五島地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域重点振興作物助成(基幹)	1	32,000	地域重点作物別表1のとおり	作付面積に応じて支援
2	地域重点振興作物助成(二毛作)	2	16,000	地域重点作物別表1のとおり	作付面積に応じて支援
3	地域振興作物(その他野菜)助成(基幹)	1	12,000	地域振興作物別表2のとおり	作付面積に応じて支援
4	飼料用米・米粉用米の複数年契約加算(基幹)	1	6,000	飼料用米・米粉用米	作付面積に応じて支援
5	戦略作物への支援(二毛作)	2	8,000	戦略作物	作付面積に応じて支援 「主食用米と対象作物」又は「戦略作物と対象作物」の組合わせによる二毛作の取組
6	わら利用への支援(耕畜連携)	3	10,000	わら専用稲、飼料用米	作付面積に応じて支援 わらが確実に飼料として利用され、かつその子実が飼料又は飼料の種苗として利用されること
7	水田放牧への支援(耕畜連携)	3	10,000	飼料作物	自家利用計画書に基づき実施される水田における牛の放牧の取組み面積に応じて支援
8	資源循環への支援(耕畜連携)	3	10,000	耕畜連携別表4のとおり	作付面積に応じて支援 3年間以上の期間で締結する利用供給協定に基づき実施される飼料生産水田への堆肥散布の取組
8	資源循環への支援(耕畜連携・二毛作)	4	10,000	耕畜連携別表4のとおり	作付面積に応じて支援 3年間以上の期間で締結する利用供給協定に基づき実施される飼料生産水田への堆肥散布の取組
9	集落営農法人による農地集積促進加算(基幹)	1	12,000	戦略作物、別表1、別表2のとおり	集落営農が経営する農地に戦略作物、産地交付金作物を作付・販売した場合、当該作付農地が2筆以上隣接している農地に対し作付面積に応じ集積加算として助成
9	集落営農法人による農地集積促進加算(二毛作)	2	12,000	戦略作物、別表1、別表2のとおり	集落営農が経営する農地に戦略作物、産地交付金作物を作付・販売した場合、当該作付農地が2筆以上隣接している農地に対し作付面積に応じ集積加算として助成
10	地力増進作物(基幹・二毛作)	1	16,000	地力増進作物(別表6)	作付面積に応じて支援
11	耕作放棄地再生利用促進助成(基幹)	1	24,000	戦略作物、別表1、別表2のとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

## 8 産地交付金の活用方法の明細

### 1. 地域農業再生協議会名

下五島地域農業再生協議会

### 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
下五島地域農業再生協議会	64,701,000	64,701,000	64,311,400

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

64,701,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物					その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物
1	地域重点振興作物助成(基幹)	1	32,000											1483			44		1,527	4,886,400	
2	地域重点振興作物助成(二毛作)	2	16,000											258					258	412,800	
3	地域振興作物(その他野菜)助成(基幹)	1	12,000											87			51		138	165,600	
4	飼料用米・米粉用米の複数年契約加算(基幹)	1	6,000					2461											2,461	1,476,600	
5	戦略作物への支援(二毛作)	2	8,000	2339		35745													38,084	30,467,200	
6	わら利用への支援(耕畜連携)	3	10,000					1393											1,393	1,393,000	
7	水田放牧への支援(耕畜連携)	3	10,000			75													75	75,000	
8	資源循環への支援(耕畜連携)	3	10,000			7398			11914										19,312	19,312,000	
8	資源循環への支援(耕畜連携)(二毛作)	4	10,000			3064													3,064	3,064,000	
9	集落営農法人による農地集積促進加算(基幹)	1	12,000	148					388										536	643,200	
9	集落営農法人による農地集積促進加算(二毛作)	2	12,000	387		384													771	925,200	
★10	地力増進作物(基幹)	1	16,000																0	0	
10	地力増進作物(二毛作)	2	16,000										699						699	1,118,400	
11	耕作放棄地再生利用促進助成(基幹)	1	24,000			43								112					155	372,000	
合計(基幹)※4			実面積	148		7536		2461	12134					1574			95		23,948	※6	
合計(二毛作)※4			実面積	2339		35745							699	158					38,941	64,311,400	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

整理番号10(基幹)については、追加配分のうち「地域の取組に応じた配分」を原資として上限単価まで調整する。  
所要額 $\leq$ 配分額の場合  
整理番号10(二毛作)は優先的に単価を調整し、余剰がある場合は、整理番号1~3、6~9、11を各取組の個票記載の単価を上限に調整する。  
整理番号5については、上記調整をした後余剰がある場合に単価を上限に調整する。  
所要額 $>$ 配分額の場合  
5. の調整方法に準じて単価を調整する。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号1~3、5~9、10(二毛作)、11の単価を減額して調整する。

#### 6. 高収益作物について

茶・葉タバコ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

## 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	地域重点振興作物助成(基幹)					
対象作物	地域重点作物(別表1)					
単価	32,000円/10a(42,000円/10a)					
課題	近年では、対象作物の消費者ニーズ及び作物単価が高く農業所得の向上に結び付くことから、全域において生産拡大傾向にあり、今後さらに所得向上を図るためには、水田を活用して産地拡大を図る必要がある。					
目標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	生産作付面積	目標	—	2,466a	2,483a	2,500a
		実績	2,044a	1,775a	1,511a	—
内容	<p>○本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取り組みの支援として、地域の重点振興作物として指定する「高菜、甘藷、馬鈴薯(青果・種子)、大根、中玉トマト、茶、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、アスパラガス、いちご、ハウスびわ、ハウスパプリカ、メロン、スナップエンドウ、ソラマメ、インゲン」を作付け販売した場合、基幹作の作付面積に応じて交付する。</p> <p>上記品目の作物は、消費者ニーズ及び作物単価が高く、農業所得の向上・安定に結び付くことから生産拡大傾向となっており、【地域重点振興作物】と位置付けられ、今後水田作付においても推進を図りたく、国の戦略作物と同等の付加価値があることから、同等並みの助成単価を設定し支援する。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島市に所在を有する農業者で経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む農業者</li> <li>・集落営農法人とは、整理番号9に記載の集落営農法人を言う。</li> </ul> <p>○助成農地(水田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田</li> </ul> <p>○対象作物において、地域が定める栽培技術に準じた栽培を行い、生産力向上に努めること。収穫が不可などの場合は、捨て作りと判断し助成対象外とする。</p> <p>※永年作物の茶の助成について、新植・更新(台刈り)後の当該年度に収穫することのできない場合、通常の適正な栽培管理を行っていることで助成する。(この場合、当該年度の販売実績について要件としないが、交付要件として作業日誌の提出は必須とする。)</p> <p>※永年作物のハウスびわの助成について、新植後の当該年度に収穫することができない場合(おおよそ新植から3年後に収穫可)、通常の適正な栽培管理を行っていることで助成対象とする。(この場合、当該年度の販売実績について要件としないが、交付要件として作業日誌の提出は必須とする。)</p> <p>※アスパラガスの助成について、新植・改植後の当該年度に収穫することができない場合(おおよそ新植・更新から1年後に収穫可)、通常の適正な栽培管理を行っていることで助成対象とする。(この場合、当該年度の販売実績について要件としないが、交付要件として作業日誌の提出は必須とする。)</p> <p>※苺の助成について、育苗圃場についても通常の適正な栽培管理を行っていることで助成対象とする。(この場合、当該年度の販売実績について要件としないが、交付要件として作業日誌の提出は必須とする。)</p>					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書、営農計画書により確認。</li> </ul> <p>○対象圃場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類。</li> </ul> <p>○作付け、販売確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認及び販売伝票等により確認する。</li> </ul>					
成果等の確認方法	<p>○現地確認、収量の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付について、現地確認及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったこと分かる書類により確認。</li> </ul>					
備考	○当該助成は、農業者の所得向上を図るため今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	2			
用途名	地域重点振興作物助成(二毛作)					
対象作物	地域重点作物(別表1)					
単価	16,000円/10a(22,000円/10a)					
課題	近年では、「ブロッコリー、高菜、スナップエンドウ、レタスなどについては、消費者ニーズ及び作物単価が高く農業所得の向上に結び付くことから、全域において生産拡大傾向にあり、今後産地拡大や所得向上を図るためには、水田の有効活用が必要である。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	856a	884a	913a
		実績	843a	377a	256a	—
内容	<p>○本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取り組みの支援として、地域の重点振興作物として指定する「高菜、甘藷、馬鈴薯(青果・種子)、大根、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちゃ、メロン、スナップエンドウ、ソラマメ、インゲン」を作付け販売した場合、二毛作の作付面積に応じて助成単価を上限に交付する。</p> <p>上記品目の作物は、消費者ニーズ及び作物単価が高く、農業所得の向上・安定に結び付くことから生産拡大傾向となっており、【地域重点振興作物】と位置付けられ、今後水田作付においても推進を図りたく、国の戦略作物と同等の付加価値があることから、同様の二毛作の助成単価を設定し支援する。</p> <p>※主食用米、戦略作物、地域重点振興作物の組み合わせの二毛作についても交付対象とする。</p> <p>但し、施設園芸作物や永年作物、並びに作付しようとする作物の作付体系から栽培時期が重なるなど、実質的に二毛作は不可と判断する場合には、助成対象外とする。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島市に所在を有する農業者で経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む農業者</li> </ul> <p>○助成農地(水田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田</li> </ul> <p>○対象作物において、地域が定める栽培技術に準じた栽培を行い、生産力向上に努めること。収穫が不可などの場合は、捨て作りと判断し助成対象外とする。</p>					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書、営農計画書により確認。</li> </ul> <p>○対象圃場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類。</li> </ul> <p>○作付け、販売確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認及び販売伝票等により確認する。</li> </ul>					
成果等の確認方法	<p>○現地確認、収量の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付について、現地確認及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったこと分かる書類により確認。</li> </ul>					
備考	○当該助成は、農業者の所得向上を図るため今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

○地域重点作物（整理番号 1, 2）の別表 1

別表 1 産地交付金対象作物一覧

対象作物	交付対象作物	
地域特産作物	高菜	基幹・二毛作
	甘藷	基幹・二毛作
	馬鈴薯(青果・種子)	基幹・二毛作
	大根	基幹・二毛作
	中玉トマト	基幹
	茶	基幹
土地利用型基幹作物	ブロッコリー	基幹・二毛作
契約栽培作物	レタス	基幹・二毛作
	きゅうり	基幹・二毛作
	かぼちゃ	基幹・二毛作
施設園芸作物	アスパラガス	基幹
	いちご	基幹
	ハウスビワ	基幹
	ハウスパプリカ	基幹
	メロン	基幹・二毛作
高収益豆類作物	スナックエンドウ	基幹・二毛作
	ソラマメ	基幹・二毛作
	インゲン	基幹・二毛作

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	地域振興作物(その他野菜)助成(基幹)					
対象作物	地域振興作物(別表2)					
単価	12,000円/10a(17,000円/10a)					
課題	近年では、対象作物の消費者ニーズ及び作物単価が高く農業所得の向上に結び付くことから、全域において生産拡大傾向にある一方、本地域の一部の地域において、規模が小さい農家があり、水稻に変えて収益が高い品目を導入して所得向上を図る必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	225a	231a	237a
		実績	185a	206a	137a	—
内容	<p>○本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取り組みの支援として、基幹作(別表地域振興品目)の作付面積に応じて助成単価を上限に交付する。</p> <p>○同一圃場において複数回作付けした場合は、基幹作の1作分のみ交付する。</p> <p>※二毛作については、助成対象外とする。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島市に所在を有する農業者で経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む農業者</li> </ul> <p>○助成農地(水田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田</li> </ul> <p>○対象作物において、地域が定める栽培技術に準じた栽培を行い、生産力向上に努めること。収穫が不可などの場合は、捨て作りと判断し助成対象外とする。</p>					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書、営農計画書により確認。</li> </ul> <p>○対象圃場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類。</li> </ul> <p>○現地確認</p>					
成果等の確認方法	<p>○現地確認、収量の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付について、現地確認及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったこと分かる書類により確認。</li> </ul>					
備考	○当該助成は、農業者の所得向上を図るため今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

○地域振興作物（整理番号3）の別表2

別表2 産地交付金対象作物一覧

対象作物	交付対象作物		
野菜	きゃべつ 玉ねぎ トマト	ホウレンソウ ズッキーニ トウモロコシ	ねぎ ササギマメ スイカ
その他	葉タバコ その他協議会長が収益が高い品目と認めるもの		

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	飼料用米・米粉用米の複数年契約加算(基幹)					
対象作物	米粉用米、飼料用米					
単価	6,000円/10a					
課題	近年の米の消費低迷、米価低迷、資材価格の高止まりなどにより稲作だけでは農業所得の向上が見込めない状況にある。野菜等への転作も農業所得向上の方法の一つであるが、新たな設備投資や技術の習得が必要となる場合がある。従来の機械、技術の活用が可能な飼料用米・米粉用米への作付支援を行うことで、農業所得の向上に繋げる必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	2,175a	2,449a	(2,307a) 2,449a
		実績	2,072a	2,449a	2,448a	—
内容	・本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組支援として、担い手が実需者と飼料用米・米粉用米の複数年契約(3年以上)の取組を行った担い手農業者に、契約の面積に応じて定額助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農組織・法人</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること</p> <p>○その他 ・実需者と新たに複数年契約(3年間以上)を締結し、飼料用米・米粉用米を販売目的で生産した水田に限る。 ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者【要綱Ⅳの第2に準じる】 ・地域農業再生協議会の水田台帳に記載された農業者。</p> <p>○助成対象水田 ・地域農業再生協議会の水田台帳に記載された交付対象水田を確認する。</p> <p>○作付確認【要綱Ⅳの第2の5に準じて確認】 ・交付申請者の営農計画書及び長期契約書の写しにより作付面積や交付対象となる取組の実施状況を確認し、現地確認する。 ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類。</p>					
成果等の確認方法	○営農計画書等により作付面積を確認する。					
備考	令和2年産又は令和3年産から継続する3年以上の契約のみ対象					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	戦略作物等への支援(二毛作)					
対象作物	麦、大豆、飼料作物(別表4)					
単価	8,000円/10a(10,000円/10a)					
課題	近年の米価低迷、資材価格の高止まりなどにより稲作だけでは農業所得の向上が見込めない状況にあり、所得向上を図るためには、戦略作物への作付転換及び二毛作への支援を行い、水田を最大限に活用する必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	33,994a	40,265a	(34,654a) 40,265a
		実績	36,799a	40,265a	37,973a	—
内容	当年産において、「主食用米と麦、大豆、飼料作物」又は「戦略作物と麦、大豆、飼料作物」の組み合わせによる二毛作を行う場合、二毛作として作付する戦略作物の作付面積に応じて助成。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農(経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農)</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田</p> <p>○助成対象面積 畦畔を除く対象作物の作付面積</p> <p>○対象作物ごとの要件 経営所得安定対策等実施要綱別紙12の戦略作物助成の要件を満たすものとする。</p>					
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。</p>					
成果等の確認方法	<p>①作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・営農計画書、現地確認及び出荷伝票等により確認する。</p> <p>・水田利用率=(基幹作物+二毛作)/水田面積 により確認する。</p>					
備考	○当該助成は、市が定める「五島市肉用牛生産近代化計画書」に関する取組でもあり、農業者の所得向上を図る為、今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会		整理番号	6		
使途名	わら利用への支援(耕畜連携)					
対象作物	わら専用稲、飼料用米					
単価	10,000円/10a(15,000円/10a)					
課題	肉用牛経営では国産粗飼料の確保が課題となっており、わら専用稲や飼料用米の作付を拡大し、耕畜連携によりわらを活用することで、地域全体で国産粗飼料の供給体制を構築することが必要となっている。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	2,495a	2,495a	2,495a
		実績	1,026a	1,444a	1,384a	—
内容	自家利用計画書に基づき実施される水田における牛の放牧の取組み面積に応じて助成、若しくは連携の相手方となる者との間に3年間以上の期間で締結する利用供給協定(別表3参照)に基づき実施される水田におけるわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組み面積に応じて助成					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農(経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農)</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること</p> <p>○助成対象面積 畦畔を除く対象作物の作付面積</p> <p>○取組ごとの要件(別表5のとおり)</p> <p>○生産性向上のための課題に対する取組として別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>					
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。</p> <p>③取組内容の確認 ・利用供給協定書又は自家利用計画書に基づく取組計画を実施すること</p>					
成果等の確認方法	<p>①作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。</p> <p>②取組要件 ・現地確認、作業日誌等</p>					
備考	○当該助成は、市が定める「五島市肉用牛生産近代化計画書」に関する取組でもあり、農業者の所得向上を図る為、今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会		整理番号	7		
使途名	水田放牧への支援(耕畜連携)					
対象作物	飼料作物(別表4)					
単価	10,000円/10a(15,000円/10a)					
課題	五島市は肉用牛繁殖農家が多いため、肉用牛繁殖農家の省力化や低コスト化を図るため、耕畜連携による水田放牧を推進していく必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	35a	50a	75a
		実績	18a	18a	74a	—
内容	自家利用計画書に基づき実施される水田における牛の放牧の取組み面積に応じて助成					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農(経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農)</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田</p> <p>○助成対象面積 畦畔を除く対象作物の作付面積</p> <p>○取組ごとの要件(別表5のとおり)</p>					
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。</p>					
成果等の確認方法	<p>①作付け【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。</p> <p>②取組要件 ・現地確認、作業日誌等</p>					
備考	○当該助成は、市が定める「五島市肉用牛生産近代化計画書」に関する取組でもあり、農業者の所得向上を図る為、今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会		整理番号	8		
使途名	資源循環への支援(耕畜連携、耗畜連携・二毛作)					
対象作物	粗飼料作物等(別表4のとおり)					
単価	10,000円/10a(15,000円/10a)					
課題	畜産農家の国産粗飼料の確保と、耕種農家における家畜糞由来堆肥の有効活用による水田農業の低コスト化、飼料作物の生産性の向上を図るため、地域内での水田経営、畜産経営との連携による資源循環取り組み拡大を進める必要がある。また堆肥センターの利用を推奨し、上質な堆肥の投入により単収向上を目指す。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	21,342a	22,337a	(22,248a) 22,337a
		実績	20,226a	22,337a	22,287a	—
内容	連携の相手方となる者との間に3年間以上の期間で締結する利用供給協定(別表3参照)に基づき実施される飼料生産水田への堆肥散布の取組み面積に応じて助成					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農(経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農)</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田</p> <p>○助成対象面積 畦畔を除く対象作物の作付面積</p> <p>○取組ごとの要件(別表5のとおり)</p>					
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。</p>					
成果等の確認方法	<p>①作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。</p> <p>②取組要件 ・現地確認、作業日誌等</p>					
備考	○当該助成は、市が定める「五島市肉用牛生産近代化計画書」に関する取組でもあり、農業者の所得向上を図る為、今後も維持して行く方向。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

○耕畜連携（整理番号6, 7, 8）の別表  
別表3 利用供給協定に含まれる事項

各取組みにおける利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載すること。

- ① 整理番号6（わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組））
  - (1) 取組の内容
  - (2) わらを生産する者
  - (3) わらを収集する者
  - (4) わらを利用する者
  - (5) ほ場の場所及び面積
  - (6) 刈取り時期
  - (7) 利用供給協定締結期間
  - (8) わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
  - (9) その他必要な事項
- ② 整理番号7（水田放牧（水田における牛の放牧の取組））
  - (1) 取組の内容
  - (2) 飼料作物を生産する者
  - (3) 牛群を管理する者
  - (4) ほ場の場所及び面積
  - (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
  - (6) 利用供給協定締結期間
  - (7) 水田放牧の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
  - (8) その他必要な事項
- ③ 整理番号8（資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組））
  - (1) 取組の内容
  - (2) 供給される飼料作物の種類
  - (3) 飼料作物を生産する者
  - (4) 堆肥を散布する者
  - (5) ほ場の場所及び面積
  - (6) 堆肥の散布時期及び量
  - (7) 利用供給協定締結期間
  - (8) 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
  - (9) その他必要な事項

別表4 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、ホワイtpニック、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、青葉ミレット、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、その他飼料作物（アワ）など

## 別表5（各取組ごとの要件）

- ① 整理番号6（わら利用）（以下のすべてを満たすこと）
  - ・ 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付けが行われる水田であること。
  - ・ そのわらが確実に飼料等として利用され、かつその子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
  - ・ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。
  
- ② 整理番号7（水田放牧）（以下のすべてを満たすこと）
  - ・ 当該年度における放牧の取組であること。
  - ・ 1haあたりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること（成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする）。
  - ・ 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛または8か月齢以上の育成牛であること。
  - ・ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。
  
- ③ 整理番号8（資源循環）（以下のすべてを満たすこと）
  - ・ 当該年度における堆肥の散布の取組であること。
  - ・ 散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
  - ・ 堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く）であること。
  - ・ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
  - ・ 堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m<sup>3</sup>以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあつては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。  
※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。

(別紙) 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算(整理番号4)わら利用への支援(耕畜連携)(整理番号6)

## 生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きょ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体

## 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	9		
使途名	集落営農法人による農地集積促進加算(基幹、二毛作)				
対象作物	①戦略作物(別表4参照) ②別表1 ③別表2				
単価	12,000円/10a(16,000円/10a)				
課題	集落営農の転作平均面積が21haであり、後継者不足、高齢化による耕作放棄地の増加を抑制するため、水田農業の担い手である集落営農が戦略作物の作付拡大により集積を図るとともに、裏作の高度利用での経営の安定化を促進する必要がある。				
目標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	3,352a	786a (825a) 1,308a
		実績	2,819a	749a	1,308a
内容	<p>○メニュー内容 本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく新たな取組支援として、水田農業の担い手として育成すべき集落営農法人が安定的水田利用の拡大を図るため、集落営農が経営する農地に戦略作物、産地交付金作物を作付・販売した場合、当該作付農地が2筆以上隣接している農地に対し作付面積に応じ集積加算として助成単価を上限に加算助成する。</p> <p>○メニューのねらい・成果 担い手のいない地域に新たな集落営農の設立の期待、既存の集落営農法人への参加の促進を図ることで集落営農法人の経営規模拡大を目指す。 集落営農へ参加することで、分散している農地の集積・団地化が図られ農地の合理的な利用が可能となり、また機械の共同利用や作業の共同化によりコスト低減や作業の効率化が図られる。また、農地集積に伴い集落営農の経営規模拡大が図られ、より安定した経営が可能となる。</p> <p>○対象者を法人化した集落営農と限定した理由 効率的・安定的な経営体として持続性を確保するためには、任意組織の形態から、成熟度の高い法人形態をとることが重要と考えるため、法人化した集落営農と限定する。</p>				
具体的要件	<p>○助成対象者 ・五島市に所在を有し経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む、経営所得安定対策実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第1の1の(1)の①のア及びイに規定する法人化した組織とする。 ・また、長崎県の儲かるながさき水田経営育成支援事業実施要領に基づく「儲かるながさき水田経営計画(ステップアップ計画)」を策定した明確な経営改善に向けた取組を行うことが確実な法人。</p> <p>○交付申請手続、審査、登記完了 ・本支援メニューの交付を受けようとする集落営農は、生産年の6月30日までに本協議会へ申請すること。(なお、申請時点では任意組織の形態でも可)</p> <p>・申請の際は、定款(案)、役員・構成員名簿、農地利用集積計画(台帳・図面)を提出し、法人となることが確実であると認められなければならない。 ・申請受付後は、法人化に向けて速やかに手続を行い、最終期限は、生産年(収穫年産)の12月末までに登記が完了し法人化していること。</p> <p>○助成対象農地(水田) ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田。 ・集落営農が経営する農地に戦略作物、産地交付金作物を作付・販売した場合、当該作付農地が2筆以上隣接している農地に対し作付面積に応じ集積加算として助成する。 ・なお、2筆以上隣接している農地の合計面積は、戦略作物100a、地域重点振興作物50a以上でなければならない。 ・また、対象農地は農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づき定められた農用地等として利用すべき土地の区域内に存する農地でなければならない。</p> <p>○集積(隣接)農地の判定基準 以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地、または合理的な利用と判断した農地を助成判定基準とする。 ①畦畔で接続する農地、②農道又は水路等を挟んで接続する農地、③各々一隅で接続する農地、④段状に接続する農地、⑤地域協議会が合理的な利用と判断した農地</p> <p>○対象作物 ・地域重点振興作物(基幹)とは、整理番号1に記載の作物の基幹作を言う。</p> <p>○助成対象年産 ・生産年産(収穫年産)を対象とし、同一圃場に複数回作付した場合は、一作分のみ助成する。 ・主食用米は助成対象外とするが同一圃場の主食用米作付前後のどちらかに助成対象となる転作作物を作付・販売した場合、当該作付農地を含み2筆以上隣接している農地であれば助成対象とする。 ※助成単価は、28年2月26日付の五島市農業委員会が公表した本地域における賃貸料水準(10aあたり)の平均額を参考に設定</p>				
取組の確認方法	<p>○対象者 ・法人設立の確認は、登記簿、定款、役員・構成員名簿、農地利用集積計画(台帳・図面)により行う。 ・交付申請書、営農計画書により確認。 ・儲かる水田経営計画などにおいて、明確な経営改善の意志を確認する。</p> <p>○対象圃場 ・水田台帳、水稲共済細目書、営農計画書等の書類。</p> <p>○現地確認</p>				
成果等の確認方法	<p>○現地確認、収量の確認等 ・作付について、現地確認及び出荷契約書、販売伝票、農産物検査の検査結果、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったこと分かる書類により確認。</p>				
備考	○当該助成は、地域一体となって生産向上へ取組、農業者の所得向上を図るため、今後も維持して行く方向。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	10			
用途名	地力増進作物助成(基幹・二毛作)					
対象作物	地力増進作物(別表6)					
単価	16,000円/10a(20,000円/10a)					
課題	みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料の使用量を2050年までに30%低減させるために、地力増進作物を作付けし、土壌の改善を図る必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	—	—	150a	(200a) 717a
		実績	—	—	717a	—
内容	<p>○本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取り組みの支援として、地力増進作物を作付けし緑肥として活用(すき込み)した場合、作付面積に応じて助成単価を上限に交付する。</p> <p>○同一圃場において複数回作付けした場合は、1作分のみ交付する。</p> <p>※同一圃への連続3年以上の作付は対象としない。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島市に所在を有する農業者で経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む農業者</li> </ul> <p>○助成農地(水田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田</li> <li>・但し、現況地目が農用地と認められるものを含む</li> </ul> <p>○すき込みを行うこと。</p> <p>○化学肥料を使用しない肥培管理を実施すること。</p> <p>○翌年度以降は戦略作物等の作付けをし、販売すること。</p>					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書、営農計画書により確認。</li> </ul> <p>○対象圃場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類。</li> </ul> <p>○現地確認</p>					
成果等の確認方法	<p>○現地確認、収量の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付について、現地確認で確認する。</li> <li>・すき込みについて、作業日誌で確認する。</li> <li>・播種について、種子購入伝票にて確認する。</li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

別表6

科名	作物名				
イネ科(寒)	エンバク	ライムギ	ライコムギ	コムギ	イタリアンライグラス
(暖)	ソルガム	スーダングラス	トウモロコシ	ギニアグラス	ヒエ
マメ科(寒)	ヘアリーベッチ	レンゲ	クリムソンクローバ	アカクローバ	
(暖)	クロタリア	セสบニア	エビスグサ		
キク科	ヒマワリ	マリーゴールド			
アブラナ科	シロガラシ	ナタネ	カラシナ		
ハゼリソウ科	ハゼリソウ				

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	下五島地域農業再生協議会	整理番号	11			
用途名	耕作放棄地再生利用促進助成(基幹)					
対象作物	①戦略作物(別表4参照) ②別表1 ③別表2					
単価	24,000円/10a(30,000円/10a)					
課題	農業従事者の高齢化並びに耕作放棄地の増加が課題となっている。また、このような放棄地には有害鳥獣が住み着く恐れがあるため耕作放棄地を減少させていく必要がある。耕作放棄地解消後は酸性化や養分不足により解消後も追加作業があるため、県の事業に上乘せする必要がある。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生産作付面積	目標	-	-	100a	(150a) 154a
		実績	-	-	154a	-
内容	○本協議会で作成した水田収益力強化ビジョンに基づく取り組みの支援として、遊休農地を再生し対象作物を作付・販売した場合に助成					
具体的要件	○助成対象者 ・五島市に所在を有する農業者で経営所得安定対策の加入者で生産及び販売に取り組む農業者  ○助成農地(水田) ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象農地に該当する水田。ただし、2-(1)-③-ア～ウの何れかの要件を満たすこと。  ○その他 過年度までに国が実施する荒廃農地対策に関する実態調査結果に1号遊休農地で記載されていること。					
取組の確認方法	○対象者 ・交付申請書、営農計画書により確認。 ○対象圃場 ・水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類。 ○現地確認、放棄地解消前と解消後の写真					
成果等の確認方法	①作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認】 ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。 ②取組要件 ・現地確認、作業日誌等					
備考	同一圃場1回のみ交付 県の転換作物の作付支援(荒廃農地解消関係メニュー)と重複交付可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

7. 生産販売・経営成果表(10a当たり、1頭(1000羽)当たり)

【生産販売】		金額:円
項目 / 品目名		普通期水稻(にこまる)
主産物	販売量	A 600
	市場単価	B 230
	単位	kg
販売金額	主産物	C: A*B 138,000
	補填金等	D
	副産物・作業受託料等	E 0
農業総収入計	F: C+D+E	138,000
農業粗収益 (販売経費差引)	G: E-R	133,500
	手取単価	G/A 223

【費用】			
全 算 入 生 産 費	支 払 利 子 ・ 支 払 地 代 算 入 生 産 費	種苗費	2,200
		肥料費	15,024
		素畜・種付費	
		飼料費	
		農業薬剤・診療衛生費	6,833
		動力光熱費	670
		諸材料費・敷料費	1,968
		小農具費・作業衣料費	300
		賃借料・料金	23,076
		物件税・公課諸負担	2,496
		保険共済費	1,817
		土地改良・水利費	7,100
		修繕費	4,049
		減価償却費(法定耐用年数15年以下は50%償却済)	H 11,589
		生産管理費	625
		物財費計	77,747
			労働費
	費用計	J 87,527	
	副産物価額差引生産費	K: J-E 87,527	
	支払利子	L 3,239	
	支払地代	M 5,000	
	支払利子・支払地代算入生産費	N: K+L+M 95,766	
	自己資本利子	O 759	
	自作地地代	P 5,000	
	全算入生産費	Q: N+O+P 101,526	
販売経費	選果出荷経費		
	運賃		
	手数料		
	計	R 4,500	

【減価償却費内訳】		
減価償却 内訳 H	建物・施設(法定耐用年数15年以下は50%償却済)	1,688
	農機具(50%償却済)	9,901
	大動物	

【労働費及び労働時間内訳】		
労働費内 訳	家族労働見積額	S: T*1000円 9,780
	雇用労働費(臨時)	U*800円
	労働費計	I 9,780
労働時間 内訳	家族労働時間	T 10
	雇用労働時間	U
	労働時間計	V 10

【経営成果】		
農業経営費(販売経費を含む)	W: N-S+R+E	90,486
農業所得	X: F-W	47,514
農業所得率	X/G	36
1日当たり農業所得	X/T*8時間	38,866
家族労働報酬	Y: X-O-P	41,754
1日当たり家族労働報酬	Y/T*8時間	34,155
単位当たり全算入生産費	Q/A	169
単位当たり生産販売費	(Q+R)/A	177
労働時間	V	10

【参考】【法定耐用年数に基づく(償却率100%)減価償却内訳】		
減価償却 内訳	建物・施設	1,688
	農機具	17,353
	大動物	
	合計	19,041

7. 生産販売・経営成果表(10a当たり)

【生産販売】

金額:円

項目 / 品目名		経営全体	生葉生産	荒茶生産	受託加工(生葉)
主産物	販売量 A		960	192	950
	市場単価 B			2,306	141
	単位	1Kg	1Kg	1Kg	1Kg
販売金額	主産物 C: A*B	473,664		442,752	133,950
	補填金等 D				
	副産物・作業受託料等 E				
農業総収入計 F: C+D+E	473,664		442,752	133,950	
農業粗収益 (販売経費差引) G: F-R	463,118		432,206	133,950	
	手取単価 G/A			2,251	141

【費用】

全 算 入 生 産 費	支 払 利 子 ・ 支 払 地 代 算 入 生 産 費	物 財 費 費 用	種苗費	1,385	1,385		
			肥料費	50,905	50,905		
			素畜・種付費				
			飼料費				
			農業薬剤・診療衛生費	18,216	18,216		
			動力光熱費	55,262	20,556	28,254	27,960
			諸材料費・敷料費	6,703	1,158	5,491	235
			小農具費・作業衣料費	3,952	3,952		
			賃借料・料金	8,008		8,008	
			物件税・公課諸負担	8,625	4,597	4,028	
			保険共済費				
			土地改良・水利費				
			修繕費	29,894	10,803	17,952	4,936
			減価償却費(法定耐用年数15年以下は50%償却済) H	129,123	45,652	78,484	21,611
			生産管理費	1,538	754	628	680
			物財費計	313,611	157,977	142,844	55,421
			労働費 I	51,188	44,800	5,200	5,146
費用計 J	364,798	202,777	148,044	60,567			
副産物価額差引生産費 K: J-E	364,798	202,777	148,044	60,567			
支払利子 L	50,568	12,528	35,762	9,872			
支払地代 M	2,077	2,077					
支払利子・支払地代算入生産費 N: K+L+M	417,443	217,382	183,806	70,439			
自己資本利子 O	2,357	1,571	696	390			
自作地地代 P	6,923	6,923					
全算入生産費 Q: N+O+P	426,723	225,876	184,502	70,829			
販売経費	選果出荷経費						
	運賃	960		960			
	手数料	9,586		9,586			
	計 R	10,546		10,546			

【減価償却費内訳】

減価償却 内訳 H	建物・施設(法定耐用年数15年以下は50%償却済)	111,647	28,530	78,130	21,611
	農機具(50%償却済)	17,476	17,122	354	
	大動物				

【労働費及び労働時間内訳】

労働費内 訳	家族労働見積費 S: T*1,000円	51,188	44,800	5,200	5,146
	雇用労働費(臨時) U*800円				
	労働費計 I	51,188	44,800	5,200	5,146
労働時間 内訳	家族労働時間 T	51	45	5	5
	雇用労働時間(臨時) U				
	労働時間計 V	51	45	5	5

【経営成果】

農業経営費(販売経費を含む) W: N-S+R	376,801	172,582	189,152	65,293
農業所得 X: F-W	96,862	-172,582	253,600	68,657
農業所得率 X/G	21		59	51
1日当たり農業所得 X/T*8時間	15,138	-30,818	390,154	106,737
家族労働報酬 Y: X-O-P	87,582	-181,076	252,904	68,267
1日当たり家族労働報酬 Y/T*8時間	13,688	-32,335	389,084	106,132
単位当たり全算入生産費 Q/A	-	235	961	75
単位当たり生産販売費 (Q+R)/A	-	235	1,016	75
労働時間 V	51	45	5	5

【参考】【法定耐用年数に基づく(償却率100%)減価償却内訳】

減価償却 内訳	建物・施設	210,177	57,059	143,930	39,811
	農機具	34,952	-	-	-
	大動物				
	合計	245,128	57,059	143,930	39,811

注) 1. 経営全体の収支は、自家生産・製茶650a、受託加工150aの収支合計を、650aで除して求めたものであり、そのため生葉生産・荒茶生産・受託加工の10a当たりの数値の合計とは一致しない。

7. 生産販売・経営成果表(10a当たり、1頭(1000羽)当たり)

[生産販売]		金額:円	
項目 / 品目名		葉たばこ(第1黄色種)	
主産物	販売量	A	253
	市場単価	B	2,100
	単位		Kg
販売金額	主産物	C : A*B	531,300
	補填金等	D	
	副産物・作業受託料等	E	
農業総収入計	F : C+D+E	531,300	
農業粗収益 (販売経費差引)	G : E-R	531,300	
	手取単価	G/A	2,100

[費用]				
全算入生産費	支払利子・支払地代 算入生産費	種苗費	1,000	
		肥料費	41,070	
		素畜・種付費		
		飼料費		
		農業薬剤・診療衛生費	25,980	
		動力光熱費	35,005	
		諸材料費・敷料費	34,131	
		小農具費・作業衣料費	2,335	
		賃借料・料金	26,000	
		物件税・公課諸負担	6,000	
		保険共済費		
		土地改良・水利費	9,000	
		修繕費	18,503	
		減価償却費(法定耐用年数15年以下は50%償却済)	H	54,105
		生産管理費		3,920
		物財費計		257,048
		労働費	I	144,620
費用計	J	401,668		
副産物価額差引生産費	K : J-E	401,668		
支払利子	L	17,684		
支払地代	M			
支払利子・支払地代算入生産費	N : K+L+M	419,353		
自己資本利子	O	3,476		
自作地地代	P	8,000		
全算入生産費	Q : N+O+P	430,828		
販売経費	選果出荷経費			
	運賃			
	手数料			
	計	R		

[減価償却費内訳]		
減価償却内訳 H	建物・施設(法定耐用年数15年以下は50%償却済)	16,975
	農機具(50%償却済)	37,130
	大動物	

[労働費及び労働時間内訳]			
労働費内訳	家族労働見積費	S : T*1,000円	131,100
	雇用労働費	U*800円	13,520
	労働費計	I	144,620
労働時間内訳	家族労働時間	T	131
	雇用労働時間	U	17
	労働時間計	V	148

[経営成果]		
農業経営費(販売経費を含む)	W : N-S+R+E	288,253
農業所得	X : F-W	243,047
農業所得率	X/G	46
1日当たり農業所得	X/T*8時間	14,831
家族労働報酬	Y : X-O-P	231,572
1日当たり家族労働報酬	Y/T*8時間	14,131
単位当たり全算入生産費	Q/A	1,703
単位当たり生産販売費	(Q+R)/A	1,703
労働時間	V	148

【参考】[法定耐用年数に基づく(償却率100%)減価償却内訳]		
減価償却内訳	建物・施設	17,750
	農機具	74,260
	大動物	
	合計	92,010

令和5年度 下五島地域農業再生協議会総会 名簿

所 属		氏 名	備 考
1	五島市長	野口 市太郎	会長
2	ごとう農業協同組合代表理事組合長	家永 嘉弘	副会長
3	五島市農業委員会会長	山田 勝久	監事
4	長崎県農業共済組合五島支所長	中山 逸人	監事
5	鬼岳土地改良区理事長	小林 茂俊	
6	山端土地改良区理事長	垣深 等	
7	明星院田原土地改良区理事長	谷川 純孝	
8	福江土地改良区理事長	出口 勝博	福江土地改良区理事長と福江地区水稻部会長の兼務
	福江地区水稻部会長		
9	牟田土地改良区理事長	川口 規一	
10	富江土地改良区理事長	出口 光秀	
11	山手土地改良区理事長	岩田 弘孝	
12	玉之浦東土地改良区理事長	近藤 茂八	
13	大宝土地改良区理事長	近藤 英海	
14	三井楽土地改良区理事長	山口 司郎	
15	岐宿土地改良区理事長	寺田 傳	
16	山内土地改良区理事長	小島 義明	
17	五島地区土地改良区連絡協議会事務局長	藤田 繁則	
18	久賀地区水稻部会長	南 矢平	
19	本山地区水稻部会長	中村 酉幸	
20	富江地区水稻部会長	小川 傳三郎	
21	玉之浦地区水稻部会長	近藤 泰廣	
22	三井楽地区水稻部会長	平野 栄	
23	岐宿地区水稻部会長	谷川 隆弘	
24	山内地区水稻部会長	太田 勇	
25	五島地域担い手育成総合支援協議会会長	吉田 典昭	
26	五島振興局農林水産部長	坪内 良平	
—	下五島地域農業再生協議会事務局	五島市農林課農務班	丸山補佐、保家係長、山口、石田